

「白山市手話言語条例」に対するご意見と市の考え方について

募集期間：平成29年12月12日(火)～12月26日(火)

結果：1名の方から1件の意見

パブリックコメントに寄せられた計画案へのご意見、ご要望と、それに対する市の考え方は以下のとおりです。

記

ご意見、ご要望	市の考え方
<p>手話の習得について理解はできます。しかし、ろう者を受け入れようとする事業者がこの条例により手話を十分習得できる時間をかける余裕があるか疑問です。</p> <p>実効性の確認には</p> <p>○市役所各窓口で最低2名以上、かつ別に全ての管理職が手話を駆使できるようにすること。市役所職員の方は多忙と思いますが、一般企業、零細な事業主においては、もっと時間等余裕がないのが実情と思います。</p> <p>○議員においても同様に手話を習得し、式典等でのあいさつにおいて、口頭と手話同時に使えるようにすること。職員・議員が自ら習得に取り組んで実効性を確認してから市民・事業者に広げることが必要。一部の人の趣味や余暇のために手話を習得したいということであれば反対です。単なる予算取りのために条例化するのには反対です。</p>	<p>手話は言語であるということがまだまだ認知されていません。条例化し普及啓発することで、まったく手話知らない人にも認知が広がるのが、最初の一步と言えます。すべての市民がろう者と手話で簡単なあいさつを交わすことができるようになることから、コミュニケーションが広がり、相互に人格と個性を尊重することができるようになると考えております。</p> <p>市職員の取り組みとしては、初任者研修において、厚生労働省手話奉仕員入門課程の開催、障害福祉課において、毎日の朝礼で手話学習を実施、職員手話サークル絆での月2回の学習会を開催しています。条例施行を機に、全職員が手話習得に向けた取り組みを検討してきたいと思っております。</p> <p>また、口頭と手話を同時に使えるようにというご意見ですが、日本語文法と手話文法が異なることから、高度な手話技術が求められます。ろう者に確実に伝えるためには、専門の手話通訳士(者)が手話通訳することが最適と考えております。</p> <p>広く市民に手話を広げると同時に、専門性を持った手話通訳者の養成にも努めて参りたいと考えております。</p>

